

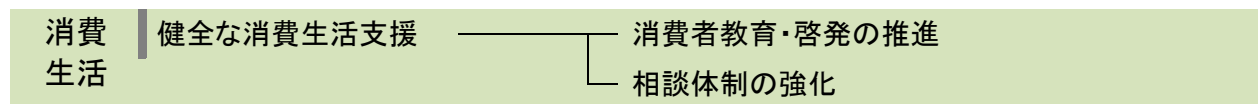
第8節 消費生活



現況と課題

- ◆ 消費生活を巡っては、架空請求やインターネット取引によるトラブル、自然災害やマイナンバー制度に便乗した商法、高齢者をターゲットにした悪質なトラブルなど、複雑かつ巧妙化した被害が増加しています。これらに対して、2012（平成24）年に設置した富士吉田市消費生活センターを中心に金融機関などと連携し、啓発用グッズやリーフレットの配布、出前講座等を実施しているほか、広報紙への連載やコミュニティFM（エフエムふじごこ）を通しての教育・啓発を強化しています。
- ◆ 消費者被害の未然防止のため、消費生活センターの認知度を高めつつ、継続的な啓発活動の実施が必要です。
- ◆ 富士吉田市消費生活センターに消費生活専門相談員を配置して、相談機能を強化しています。相談内容が高度化しているため、相談員のスキルアップ講座の受講機会を増やすなどレベルアップを図っています。

施策の体系



●消費生活センター



(1) 健全な消費生活支援

①消費者教育・啓発の推進

山梨県と連携し消費者被害の実態把握に努めるとともに、消費者保護に関する啓発用パンフレットの配布などによる情報提供、小学生から高齢者まで年代に応じた消費者講座の開催など、消費者教育を推進していきます。さらに、民生委員や金融機関等との連携による見守りネットワークの体制を整備し、啓発の強化を図ります。

②相談体制の強化

消費生活センターにおいて、消費生活上の契約トラブルなどの苦情相談や問合せに応じ、被害回復の支援を図ります。また年々悪質・巧妙化する消費者被害に対し消費生活相談員は常に新しい事例や知識を習得する必要があることから、研修体制を強化するとともに、有資格の相談員の確保に努めます。さらに、弁護士など専門家と連携した多重債務相談、及び債務整理後の生活再建に向け関係部署と連携した支援に努めます。

●消費者講座

